

議会運営委員会会議録

平成30年12月21日（金）

（開 会） 9：30

（閉 会） 9：44

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議員提出議案の取り扱いについて
 - (1) 議員提出議案第13号 幼児教育・保育の無償化に関する意見書の提出
 - (2) 議員提出議案第14号 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書の提出
 - (3) 議員提出議案第15号 認知症施策の推進を求める意見書の提出
- 2 会期日程の変更について
- 3 議員提出議案第4号及び請願第16号の採決について
- 4 その他
請求代表者の意見陳述に係る議会通知について

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

お諮りいたします。福永委員から委員会を欠席する旨の届け出がっております。

本委員会として、福永委員の代わりに、松延議員に委員外議員として出席を求めることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。松延議員、お席のほうへお願いいたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

意見書案の調整結果について事務局から報告させます。

○議会事務局次長

意見書案の賛否一覧表をご覧いただきたいと思っております。

賛否でございますが、「幼児教育・保育の無償化に関する意見書（案）」については、提案者より、案文の一部修正について申し出があり、修正後の意見書案につきまして、全会派及び川上議員ともに賛成ということございました。

次に、「義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書（案）」及び、「認知症施策の推進を求める意見書（案）」、以上2件につきましては、いずれも全会派及び川上議員ともに賛成ということございました。以上です。

○委員長

議員提出議案の取り扱いについて、お諮りいたします。「議員提出議案第13号 幼児教育・保育の無償化に関する意見書の提出」、「議員提出議案第14号 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第15号 認知症施策の推進を求める意見書の提出」、以上3件につきましては、いずれも議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先につきましてはそれぞれ、「議員提出議案第13号」が衆議院

議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣、「議員提出議案第14号」が、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び内閣官房長官、「議員提出議案第15号」が、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び厚生労働大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案3件については、そのように決定いたしました。

次に、「会期日程の変更」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「平成30年第4回 飯塚市議会定例会会期日程(変更案)」をご覧ください。

会議予定でございますが、太枠で囲っております箇所、本日、12月21日につきまして、2番目に、先ほどご審議いただきました議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決を追加するものでございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「会期日程の変更」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議員提出議案第4号及び請願第16号の採決」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

福祉文教委員会に付託されておりました「議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例」につきましては、同委員会において兼本委員ほか2名から修正動議が提出され、審査の結果、修正可決となっております。

よって、議員提出議案第4号については、委員会の修正案並びに原案について討論、採決を行っていただくこととなります。

従いまして、討論におきましては、委員会の修正案に対する賛否、原案に対する賛否を明確に区別して表明いただきますようお願いいたします。

また、議員提出議案第4号の採決におきましては、まず委員会の修正案について採決を行います。委員会の修正案が可決された場合は修正部分を除く原案について採決を行います。委員会の修正案が否決された場合は原案について採決を行うこととなりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、協働環境委員会に付託されておりました「請願第16号 金比羅山(馬敷)のメガソーラー開発中止と豊かな緑の保全に関する請願」につきましては、同委員会において、賛成者がなく不採択となっております。よって、本日の採決につきましては、委員長報告に対してではなく、請願についての賛否をお諮りいたしますので、請願第16号を採択とされる場合は、ご起立いただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 9 : 3 6

再 開 9 : 3 6

委員会を再開いたします。

事務局をお願いいたします。議員提出議案第4号の取り扱いについて、再度詳しくご説明願います。

○議会事務局次長

「議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例」につきましては、付託されております福祉文教委員会において、兼本委員、それから江口委員、森山委員の3名の方で修正案が出されました。そして、この修正案及び原案についてそれぞれ委員会で審査された後に、いずれも両方が委員会の採決においては可決となっております。よって、委員会の結果としては修正可決といった結果となっております。

本会議におきましては、修正可決された案一つで諮るものではありません。修正案が委員会で可決されましたので、委員会としての修正案として提案された修正案が、同じものが委員会の修正案として本会議には戻ってきますので、まずは修正案をお諮りをいたします。修正案が可決された場合には修正部分を除く原案について採決を行いますので、それについてのご議決をいただければというふうに思っております。

なお、修正案が否決されましたら、もともとの原案についてお諮りするという流れになります。いいでしょうか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 9 : 3 8

再 開 9 : 4 1

委員会を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。議員提出議案第4号及び請願第16号の採決につきましては、ご了承願いますとともに、所属会派での周知をよろしくお願いいたします。

次に、その他ですが、「請求代表者の意見陳述に係る議会通知」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

請求代表者の意見陳述に係ります議会通知につきまして、議会事務局が作成いたしました仮通知文書に不備がございましたので、その顛末について報告をさせていただきます。

なお、本件につきましては、当委員会への報告が遅れましたことで、前回の委員会運営にご迷惑をおかけいたしました。申し訳ございませんでした。それでは、報告いたします。

請求代表者の意見陳述に係る議会通知につきましては、11月29日の議会運営委員会での決定を受けまして仮通知を、また12月7日の本会議での決定を受けて本通知を、資料のとおり送付をいたしました。

このうち、仮通知につきまして、議会運営委員会での「時間制限は設けないこと」、「おおむね目安として1時間程度でどうでしょうかという連絡をすること」、「1時間では足りないということであれば事前にご連絡をいただくこと」という決定にあわせて、仮通知の文末に米印で「議事進行の都合上、発言は60分以内でまとめていただきますよう、ご協力をお願いします。」と記載しておりましたところ、請求代表者から「60分以内というのは発言時間の制限なのか」というお尋ねをいただきました。

このお尋ねに対しましては、議会運営委員会において制限時間は設けないことを決定しており、発言時間を制限するものではないこと、まずはおおむねの目安として1時間程度でのご協力がいただけないか確認してみてもどうかとの提案を受けてお伝えしていることとご説明を行い、ご理解をいただいたところです。

今回は説明を経てご理解をいただけましたが、議会事務局の作成文書において、議会運営委員会での協議内容と相違するような表現を用いたことを反省をいたしております。

また、請求代表者の方に不快な思いや誤解を生じさせる結果となりましたことをお詫び申し上げます。

議会から発信いたします通知の多くは議長名すなわち飯塚市議会が発信するものと理解しておりますので、議会の決定と相違すること、または相違すると受け止められることのないよう、今後、十分に注意して事務に当たってまいります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件についてはご了承願います。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。